
IC 証票取扱規則 目次

1. 総則
 - 第 1 条 目的
 - 第 2 条 変更
 - 第 3 条 用語の意義
 - 第 4 条 適用範囲
 - 第 5 条 契約の成立時期および適用規定
 - 第 6 条 取扱区間
 - 第 7 条 取扱制限または停止

2. 発行
 - 第 8 条 発行者
 - 第 9 条 名称および発行者名
 - 第 10 条 種類および様式
 - 第 11 条 発行申込方法等
 - 第 12 条 所有権
 - 第 13 条 紛失等の再発行

3. 使用
 - 第 14 条 使用方法
 - 第 15 条 効力
 - 第 16 条 チャージ
 - 第 17 条 誤ってチャージをした場合の取扱方
 - 第 18 条 残額の確認
 - 第 19 条 利用履歴の確認
 - 第 20 条 使用上の制限事項
 - 第 21 条 入出場の制限
 - 第 22 条 IC 証票の利用制限または停止
 - 第 23 条 SF 式 IC 証票と他の乗車券との併用
 - 第 24 条 障害再発行

4. 無効
 - 第 25 条 無効となる場合等
 - 第 26 条 不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等

5. 旅行中止
 - 第 27 条 ストアードフェアの払戻し
 - 第 28 条 同一駅で出場する場合の取扱い

- 別表第 1 号 当社線で使用可能な IC 証票の名称および IC 証票発行者名
- 別表第 2 号 IC 証票のチャージ額
- 別表第 3 号 IC カード端末による利用明細の確認の取扱いを行う駅
ポストペイ式 IC 証票の障害再発行(即時再製)の取扱いを行う駅
- 別表第 4 号 IC 証票が利用不可となる経路
- 別表第 5 号 障害再発行(即時再製)を行うポストペイ式 IC 証票の名称および発行者名

IC 証票取扱規則

2021.9.15 現在

1. 総則

【目的】

第1条 この規則は、阪急電鉄株式会社(以下「当社」という)線内においてICチップを搭載した電子式証票(以下「IC証票」という)を使用して当社を利用する旅客の運送等について、合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

【変更】

- 第2条** 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。
- 2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【用語の意義】

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、当社第一種鉄道線をいう。
 - (2) 「IC 証票」とは、ポストペイ式 IC 証票および SF 式 IC 証票を総称したものをいう。
 - (3) 「ポストペイ式 IC 証票」とは、ポストペイ式 IC 証票の機能と SF 式 IC 証票の機能を統合した IC 証票であって、当社線において両 IC 証票の機能が有効である場合は、ポストペイ式 IC 証票の機能を優先し、駅相互間を乗車する目的で改札機等によって入出場する場合に、当該乗車区間等の運賃を当社が定めるところにより後払いとすることができる IC 証票をいう。
 - (4) 「SF 式 IC 証票」とは、当社線においてストアードフェアの機能をもつ IC 証票をいう。
第 1 種身体障害者・介護者および第 1 種知的障害者・介護者用特別割引 IC カード(以下「特別割引用 SF 式 IC 証票」という)もこれに含む。
 - (5) 「ストアードフェア」とは、SF 式 IC 証票に記録される金銭的価値で、もっぱら旅客運賃の支払い等に充当するものをいう。
 - (6) 「IC 定期乗車券」(以下「IC 定期券」という)とは、IC 証票に定期乗車券の券面表示を行い、搭載された IC チップに電子的に定期乗車券の情報を記録したものをいう。
 - (7) 「ポストペイサービス」とは、当社線において当社が提供する運賃後払い等のサービスをいう。
 - (8) 「改札機」とは、磁気化した乗車券、回数券カード等の磁気カードならびに当社線で使用可能な IC 証票を改札する装置をいう。
 - (9) 「記名人」とは、当社線で使用可能な IC 証票に本人名が記載されている旅客をいう。
 - (10) 「チャージ」とは、IC 証票にストアードフェアを任意に積み増しすることをいう。
 - (11) 「レファレンスペーパー」とは、IC 証票に付随し、その情報を記した帳票をいう。
- (注)「レファレンス」と「リファレンス」は同義として取扱う。

【適用範囲】

第4条 IC 証票による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

- 2 この規則が変更された場合、以後の IC 証票による旅客の運送等については、変更された規則の定めるところによる。
- 3 この規則に定めのない事項については、旅客営業規則(以下、「営業規則」という)等の定めるところによる。
- 4 この規則の取扱内容については、この規則によるほか別に定めるところによる。
- 5 当社線におけるポストペイサービスの内容については、この規則によるほか別に定める「ポストペイサービス取扱規則」による。
- 6 当社線における特別割引用 SF 式 IC 証票の取扱いについては、この規則によるほか別に定める「特別割引用 SF 式 IC 証票取扱規則」による。
- 7 SF 式 IC 証票のうち当社線における ICOCA 乗車券の取扱いについては、この規則によるほか別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」による。
- 8 IC 証票による共通利用が可能な社局線内のうち、当社線以外の運送等については、当該社局の営業規則または運送約款等の定めによる。

【契約の成立時期および適用規定】

第5条 IC 証票による旅客との運送契約の成立時期は、入場の際、改札機等による改札を受けた時とする。ただし、相互直通運転における接続駅を経由して、当社線以外から乗車する場合は、乗車した列車が当該接続駅をこえて当社線に乗り入れた時点をもって、入場したものとみなし、運送契約が成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定による。
- 3 IC 定期券による旅客との運送契約の成立時期は、成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃を支払い、当該 IC 証票に IC 定期券を搭載して交付を受けたときとする。

【取扱区間】

第6条 当社線において IC 証票の取扱いをする区間は、当社線全線とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、IC 証票は、IC 証票の改札を行うことができる改札機等を設置しない改札口では、取り扱わない。

【取扱制限または停止】

第7条 当社は旅客運送の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる IC 証票による当社線の取扱制限または停止を行う。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、乗車する列車等の制限または停止
 - (2) 入出場方法または入出場時間等の制限または停止
- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。
 - 3 本条に基づく IC 証票の取扱制限または停止に対し、当社はその責を負わない。

2. 発行

【発行者】

第8条 当社線で使用可能なIC証票は、当社が発行することを認めた者(以下「IC証票発行者」という)が発行する。

【名称および発行者名】

第9条 当社線で使用可能なIC証票の名称および前条に規定するIC証票発行者名は別表第1号に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、一部のIC証票については使用できない場合がある。
- 3 携帯型端末を媒体とするIC証票は、本条に規定する当社線で使用可能なIC証票として取り扱う。ただし、改札機による入出場の取扱い、簡易チャージ機によるチャージ、ICカード端末による利用履歴の確認ならびにIC定期券の通用期間外における使用可否設定変更の取扱いに限るものとする。

【種類および様式】

第10条 当社線で使用可能なIC証票の種類は次のとおりとし、当社が認めた様式とする。

当社線で使用可能なIC証票の種類

種類	用途	使用者の制限
ポストペイ式IC証票 (一般用)	大人旅客用	本会員用IC証票または家族会員用IC証票の記名人
ポストペイ式IC証票 (中学、高校生等用)	大人旅客用	家族会員用IC証票(原則として12才以上18才未満の中学、高校生家族会員用)の記名人
ポストペイ式IC証票 (小児用)	小児旅客用	家族会員用IC証票の記名人
SF式IC証票 (一般用)	大人旅客用	定期券が搭載されているもの等および記名式IC証票は記名人 無記名式IC証票は持参人
SF式IC証票 (小児用)	小児旅客用	記名式IC証票は記名人 無記名式IC証票は持参人
特別割引用 SF式IC証票	本人用 (大人・小児) 介護者用 (大人)	本人用は記名人 介護者用は持参人

【発行申込方法等】

第 11 条 当社線で使用可能な IC 証票の発行申込方法および発行方法は、IC 証票発行者が別に定めるものとする。

【所有権】

第 12 条 IC 証票の所有権は IC 証票発行者が定める。

【紛失等の再発行】

第 13 条 IC 証票の盗難または紛失等による再発行については、IC 証票発行者の定めるところによる。

3. 使用

【使用方法】

- 第 14 条** IC 証票は、旅客が当社線内および当社と共通利用が可能な社局線内の駅相互間を乗車の目的で、改札機等による改札を受けて入場し、同一の IC 証票により改札機等による改札を受けて出場する場合に、当該乗車区間に有効な片道普通乗車券として使用することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、IC 定期券は、券面に表示された通用期間内で発着区間内を乗車の目的で、改札機等による改札を受けて入場し、同一の IC 定期券により改札機等による改札を受けて出場する場合に、定期乗車券として使用することができる。
- 3 第 1 項の規定により IC 証票を使用する場合、ポストペイ式 IC 証票では乗車区間の運賃額を、「ポストペイサービス取扱規則」に基づき計算し、IC 証票発行者または IC 証票発行者が業務を委託する者が、旅客に請求する。
- 4 第 1 項の規定により IC 証票を使用する場合、SF 式 IC 証票では乗車区間の片道普通旅客運賃相当額を当該 IC 証票から減額する。
- 5 レファレンスペーパーが付随する IC 証票を使用するときは、レファレンスペーパーを常に携帯し、係員の請求があれば呈示しなければならない。

【効力】

- 第 15 条** 前条の規定により使用する IC 証票の効力は、次の各号のとおりとする。
- (1) ポストペイ式 IC 証票ならびに記名式の SF 式 IC 証票では、記名人本人に対し、当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効とする。
- (2) 無記名式の SF 式 IC 証票では、持参人に対し、当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効とする。
- (3) 入場後は当日に限り有効とする。
- (4) 途中下車の取扱いはしない。ただし IC 定期券の券面に表示された通用期間内で発着区間内をのぞく。

【チャージ】

- 第 16 条** 旅客は、当社線内に設置している IC 証票対応の機器において、ストアードフェアを任意にチャージすることができる。
- 2 IC 証票には、別表第 2 号に定めるいずれかの額をチャージすることができる。ただし、1 枚当たりのストアードフェアが 20,000 円をこえることはできない。

【誤ってチャージをした場合の取扱方】

第 17 条 旅客は当社線において、誤ってチャージをした場合に IC 証票の当該ストアードフェアの払戻しを請求することができる。ただし、次の各号すべてを満たす場合に限り。

- (1) チャージをした当日の場合
- (2) チャージをした同一駅の場合
- (3) チャージをした後、利用がない場合。ただし、チャージ後、カード内情報が「入場」状態の場合に限り取り扱うことができる(入場キャンセル処理を含みその他の利用がある場合は、取り扱うことができない)。

【残額の確認】

第 18 条 旅客は、IC 証票のストアードフェアの残額を当社の各駅および IC 証票用の改札機等で、確認することができる。

【利用履歴の確認】

第 19 条 旅客は、別表第 3 号に定める駅および券売機等において、IC 証票の利用履歴を次の各号に定めるとおり確認することができる。

- (1) IC 証票に記録されている利用履歴(以下、「カード内履歴」という)は、最近の利用履歴から最大 20 件まで遡ることができる。ただし、カード内履歴には他社線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。
- (2) カード内履歴の内容は、IC 証票を使用して改札機等により入出場した際の取扱月日、取扱箇所および SF 式 IC 証票の機能を利用したときの取扱金額とする。
- (3) ポストペイ式 IC 証票では、前号のカード内履歴のほか、利用履歴を管理する電子計算機に通信接続し、履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去 15 か月以内(券売機においては過去 6 か月以内)の利用履歴の明細(以下、「利用明細」という)を 1 か月ごとに印字することができる。ただし、利用明細には他社線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。
- (4) SF 式 IC 証票のうち ICOCA 乗車券では、第 2 号のカード内履歴のほか、利用履歴を管理する電子計算機に通信接続し、過去 26 週以内最大 50 件の利用履歴を印字することができる。ただし、利用履歴には他社線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。
- (5) 本項第 3 号および第 4 号(無記名式 ICOCA 乗車券を除く)の取扱いは、旅客からの告知または旅客が入力した氏名、生年月日等と当社の情報システムをもとに旅客が当該 IC 証票の正当な所持人であることを確認できる場合に限り。
- (6) カード内履歴および利用明細の印字様式は、別に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は確認することができない。

- (1) 出場処理がされていないカード内履歴および利用明細
- (2) 第 14 条の規定により IC 証票を使用する場合で、改札機等による改札処理が完全に行われなかったときのカード内履歴および利用明細
- (3) IC 定期券の券面やレファレンスパーに表示された通用期間内で発着区間内のカード内履歴および利用明細
- (4) ICOCA 乗車券以外の SF 式 IC 証票を使用した場合の利用明細

【使用上の制限事項】

第 20 条 ポストペイ式 IC 証票ならびに記名式の SF 式 IC 証票は、記名人以外の旅客が使用することはできない。

- 2 1 回の乗車につき、2 以上の IC 証票を同時に使用することはできない。
- 3 IC 証票は、他の乗車券と併用して使用することはできない。
- 4 IC 証票を使用して入場した場合、当該 IC 証票以外の乗車券等で出場することはできない。
- 5 偽造、変造もしくは不正に作成された IC 証票または不正に取得された IC 証票は、使用することはできない。
- 6 IC 証票を使用して、接続駅経由で当社線と複数の社局線を利用する場合、別表第 4 号に定める経路は使用できない。この取扱いにより、当社線内の各駅で降車できない場合は、全乗車区間の片道普通旅客運賃を現金等で収受し、発駅情報の消去処理を行う。

【入出場の制限】

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC 証票を使用して入出場することはできない。

- (1) 入場時に使用した IC 証票を出場時に使用しなかった場合で、当該 IC 証票により再び入場しようとするとき
 - (2) IC 証票により乗車以外の目的により駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき。
ただし IC 定期券の場合、券面に表示された通用期間内で発着区間内の利用は除く。
 - (3) 入場時に SF 式 IC 証票のストアードフェアの残額が 10 円未満のとき
 - (4) SF 式 IC 証票を使用して乗車した場合であって、出場時に当該 IC 証票のストアードフェアの残額が運賃相当額に満たないとき
 - (5) IC 証票の破損、改札機等の故障または停電等やむを得ない事情により IC 証票の改札処理ができないとき
- 2 前項第 4 号の規定により、出場時に SF 式 IC 証票のストアードフェアの残額が乗車した区間の運賃相当額に満たないときであって、旅客が SF 式 IC 証票により改札機等から出場することができない場合は、旅客が当社線内に設置している精算機等においてチャージをし、改札機利用により出場することができる。

【IC 証票の利用制限または停止】

第 22 条 ポストペイ式 IC 証票による一定期間の利用額が、予め IC 証票発行者が定める限度額をこえた場合は、当該 IC 証票により当社線を利用することはできない。

- 2 IC 証票の有効期限の終了日の翌日以降に、当該 IC 証票により当社線を利用することはできない。
- 3 IC 証票発行者が、当該発行者が定める規約に基づき、使用を制限または停止した場合は、当該 IC 証票により当社線を利用することができないことがある。

【SF 式 IC 証票と他の乗車券との併用】

第 23 条 第 20 条第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、SF 式 IC 証票と他の乗車券とを併用した運賃精算ができる。ただし、この場合に使用できる SF 式 IC 証票と他の乗車券の枚数は、それぞれ 1 枚に限るものとする。

- (1) 回数券で乗車し、SF 式 IC 証票に搭載されている定期券およびストアードフェアを使って乗車変更の取扱いを行う場合
 - (2) SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の券面表示区間内で乗車し、未使用回数券もしくは未使用回数券とストアードフェアを使って別途乗車の取扱いを行う場合
- 2 前項の取扱いにおいて、SF 式 IC 証票のストアードフェアの残額が精算金額に不足しているときは、現金で補うことができる。
- 3 第 1 項で取り扱う回数券は、当社単独回数券に限る。
- 4 第 1 項の取扱いは、当社線内で乗降した場合に限る。
- 5 特別割引用 SF 式 IC 証票では、第 1 項の取扱いを行わない。

【障害再発行】

第 24 条 ポストペイ式 IC 証票の機能不良によって IC 証票の処理を行う機器での取扱いが不能になったときは、旅客が必要事項を記入した IC 証票発行者の指定する「PiTaPa カード再製依頼書」を別表第 3 号に定める駅に提出し、かつ機能不良になった IC 証票と当社の情報システムをもとに、旅客が当該 IC 証票の正当な所持人であることを確認できる場合に、障害再発行(即時再製)を行う。

- 2 当社は、前項の取扱いにより再発行する IC 証票に、確認した有効期限、会員 ID 番号、旅客のローマ字氏名等を IC 証票発行者に代わって記入する。
- 3 機能不良の原因が旅客の取扱いに起因する場合、IC 証票発行者の定めるところにより再製手数料を収受する。
- 4 第 1 項の取扱いにより再発行する新 IC 証票には旧 IC 証票のストアードフェアの残額を充当せず、当該ストアードフェアの残額相当額は、IC 証票発行者から旅客に返額する。
- 5 当社が機能不良のポストペイ式 IC 証票の障害再発行(即時再製)を行う IC 証票の名称および IC 証票発行者名は、別表第 5 号に定めるところによる。

4. 無効

【無効となる場合等】

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC 証票を無効として取り扱う。

- (1) 記名式 IC 証票を記名人以外の旅客が使用したとき
 - (2) 利用資格を限定した IC 証票を、その資格を有しない旅客が使用したとき
 - (3) その他、IC 証票をその使用条件に基づいて使用しないとき
- 2 偽造、変造もしくは不正に作成された IC 証票を使用した場合または使用しようとした場合は、無効として回収する。
- 3 その他、IC 証票を不正乗車的手段として使用した場合、または使用しようとした場合は、当該 IC 証票を無効として取り扱う。

【不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の収受等】

第 26 条 前条の規定に該当する場合は、旅客の乗車駅からの乗車区間に対する片道普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とを、あわせて収受する。

- 2 前項の規定により旅客運賃、増運賃を収受する際に乗車駅が判明しない場合、および第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、旅客が改札機等による改札を受けずに入場し、当該旅客の旅行開始駅が判明しない場合は、営業規則第 97 条の規定を準用して取り扱う。

5. 旅行中止

【ストアードフェアの払戻し】

第27条 IC証票のストアードフェアの払戻しは、IC証票発行者の定めによるものとし、当社で発売する種類のICOCA乗車券を除き、当社はIC証票のストアードフェアの払戻しをしない。

【同一駅で出場する場合の取扱い】

- 第28条** 旅客は、IC証票を使用して入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始駅から途中駅までの実際乗車区間の普通旅客運賃相当額を現金等で支払い、IC証票の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 旅客はIC証票を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合、入場料金相当額を現金等で支払った後、IC証票の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
 - 3 前2項についてIC定期券の場合、券面に表示された通用期間内で発着区間内の利用は除く。

別表第 1 号(第 9 条関係)

「当社線で使用可能な IC 証票の名称および IC 証票発行者名」

IC 証票の名称	IC 証票発行者名
PiTaPa カード	株式会社スルッと KANSAI
株式会社スルッと KANSAI が発行する SF 式 IC 証票	株式会社スルッと KANSAI
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
Kitaca	北海道旅客鉄道株式会社
PASMO	株式会社パスモ
Suica	東日本旅客鉄道株式会社
マナカ	株式会社名古屋交通開発機構
manaca	株式会社エムアイシー
TOICA	東海旅客鉄道株式会社
はやかけん	福岡市
nimoca	株式会社二モカ
SUGOCA	九州旅客鉄道株式会社

別表第 2 号(第 16 条関係)

「IC 証票のチャージ額」

取扱機器	1 回当たりのチャージ取扱金額
券売機	大人・小児 1,000 円、2,000 円、3,000 円、 5,000 円、10,000 円
精算機	大人・小児 1,000 円、2,000 円、3,000 円、 5,000 円、10,000 円 もしくは 10 円単位の不足額相当分

別表第 3 号(第 19 条、第 24 条関係)

「IC カード端末による利用明細の確認の取扱いを行う駅」

「ポストペイ式 IC 証票の障害再発行(即時再製)の取扱いを行う駅」

	駅名
神戸線	大阪梅田、十三、塚口、西宮北口、夙川、神戸三宮
宝塚線	豊中、石橋阪大前、川西能勢口、宝塚
京都線	淡路、茨木市、高槻市、桂、京都河原町、北千里

別表第 4 号(第 20 条関係)

「IC 証票が利用不可となる経路」

経路	接続駅	当社線
西元町以東より神戸高速線経由	神戸三宮	全線
神戸地下鉄線(谷上を除く)より谷上から新開地経由	神戸三宮	全線

別表第 5 号(第 24 条 5 項関係)

「障害再発行(即時再製)を行うポストペイ式 IC 証票の名称および発行者名」

IC 証票の名称	IC 証票発行者名
PiTaPa カード	株式会社スルッと KANSAI